

損害賠償

豪州で日系メーカーの女性従業員が社内で男性従業員に強姦される事件が数年前に発生致しました。この男性従業員は倉庫で働いておりましたがその女性従業員が彼女の行動及び服装から判断して自分の興味があると誤解し会社の倉庫内でその様な行為に及んだそうです。

勤務怠慢であるとして会社側は両従業員を解雇致しました。その元女性従業員は損害賠償を求めて会社側を訴えました。裁判所は会社側はその女性を解雇するのではなくリハビリを与え職場復帰出来る様努力するべきであつたとして1年分の給料の支払いを命じました。

この事件がもし米国で発生した場合裁判所はどの様な判決を出すのでしょうか？米国で日系自動車の駐在員が現地女性社員に嫌がらせをしたと言うことで同社に数百億円の損害賠償を求めました。

米国の場合は裁判所が社会に対する警告、つまり、見せしめとして被告である企業に対し巨額の損害賠償を求める事があります。これに反して、豪州の裁判所が損害賠償として請求出来るのは実害のみに限定されます。つまり罰金は許されず治療費及び被害により失われた収入等の実際経費に限られます。

但し罰金は無いとしても、治療費及び失われた収入は過去形のみならず、現在進行形及び未来形の為、被害者がこれから生存するであろうと推定される年数分裁判所が請求する可能性があります。

損害賠償を避けると共に役員の職務怠惰として社員から訴られない為に SOX 及び JSOX に習いその様な事件が発生しない様社内システムを構築することです。現地法人が小さいからという理由は裁判所は認めません。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所
(02) 92217555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net